

徳島市監査委員告示第2号

令和元年度に実施した定期監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和2年1月8日

徳島市監査委員	稲井	博
同	藤原	晃
同	須見	矩明
同	中西	裕一

徳島市監査委員 殿

徳島市長 遠藤彰良

令和元年度定期監査結果に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

監査の結果（令和元年12月2日報告分）に基づく措置状況

病院局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
1 その他 出勤簿に押印のないものがあった。	1 その他 指摘された職員の出勤状況を確認し適切に押印するとともに、「徳島市病院局職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程第8条第1項」に則った適切な出退勤の記録を行うように再度周知を行いました。